

南砺市農業委員会第 29 回総会会議録

- 1.招集日時 平成 28 年 11 月 4 日
- 2.開会時刻 平成 28 年 12 月 7 日 午後 4 時 20 分
- 3.閉会時刻 平成 28 年 12 月 7 日 午後 5 時 20 分
- 4.場 所 城端庁舎 3 階 会議室
- 5.委員定数 26 名
- 6.出席委員 26 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	齊藤 勇一	出	15	瀧 由記男	出
2	浅野 清治	出	16	片山 昌作	出
3	上田 憲仁	出	17	藤永 隆夫	出
4	福田 孝洋	出	18	松平 勝	出
5	荒木 健二	出	19	齊藤 十明	出
6	前川 十一	出	20	瀧谷 均	出
7	梅本 兵造	出	21	杉本 文代	出
8	池田 又次郎	出	22	木下 春一	出
9	石尾 武雄	出	23	小橋 昭夫	出
10	山本 清	出	24	中川 寿	出
11	山本 敏	出	25	松本 篤治	出
12	大谷 輿一	出	26	百島 和博	出
13	雨野 敬三	出			
14	杉森 桂子	出			

7.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 119 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 120 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 121 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 122 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 123 号 相続税の納税猶予に関する適格証明について

協議第 22 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についての決定について

報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

報告第 44 号 農地パトロールの実施結果について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、只今から、南砺市農業委員会 12 月の総会を開催いたします。本日の欠席委員はおれないで全員出席となり農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定数に達しております、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、百島新会長より説明の方お願いします。

百島新会長 それでは、お手元の総会日程に基づき進めさせていただきます。最初に議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は 2 名とし、議長指名により決定いたしますがご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですのでご指名させていただきます。本日の署名委員は 7 番の委員、8 番の委員の 2 名の方よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

議長

附議議案第 119 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

=議案第 119 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は 5 件の申請がありました。面積は 田 20,091.00 m² 畑 204.00 m² 計 20,295.00 m² です。

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番としまして、譲渡人は、市外に居住しており今後、南砺市に戻る予定がなく、相続によって親戚同士で共有していました申請地を今回、譲り渡し人の持ち分全部を、親戚で農業経営拡大に意欲のある方に譲り渡すものです。

受付番号 2 番です。

譲り渡し人は、市外に居住しており、耕作や管理ができないため、親戚で農業経営拡大に意欲のある方に譲り渡すものです。

受付番号 3 番です。

譲り渡し人は、県外に居住しており、申請地の管理や耕作ができないため作業委託を依頼していました。申請地付近に農地を所有している方に状況を相談したところ、了解を得たので今回、その方に譲り渡すものです。

受付番号 4 番です。

こちらにつきましては、受付番号 3 番 申請人の方は、3 番の農地とは別の申請地が、就農されている譲り渡し人の実家の目の前ということで管理や耕作しやすいと思い、経営拡大に意欲のある方に譲り渡すものです。

受付番号 5 番です。

譲り渡し人は、申請地を生計一にする後継者に一括贈与するものです。

いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件に満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。

(異議なし)

議長	ご異議がないようですので採決をとります。議案第 119 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。																
事務局	(全員拍手)																
議長	全員拍手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。																
議長	議案第 120 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。																
事務局	=議案第 120 号について議案書をもとに朗読・説明= 今回は、2 件の申請がありました。面積は、田 325 m ² 畑 448.80 m ² 計 773.80 m ² です。																
	<table> <tbody> <tr> <td>宅地道路</td> <td>1 件</td> <td>田 1 筆</td> <td>23.0 m²</td> </tr> <tr> <td>山 林</td> <td>1 件</td> <td>田 1 筆</td> <td>302.0 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td></td> <td>畠 4 筆</td> <td>448.8 m²</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 件</td> <td></td> <td>773.8 m²</td> </tr> </tbody> </table>	宅地道路	1 件	田 1 筆	23.0 m ²	山 林	1 件	田 1 筆	302.0 m ²	〃		畠 4 筆	448.8 m ²	計	2 件		773.8 m ²
宅地道路	1 件	田 1 筆	23.0 m ²														
山 林	1 件	田 1 筆	302.0 m ²														
〃		畠 4 筆	448.8 m ²														
計	2 件		773.8 m ²														
	受付番号 1 番です。																
	受付番号 1 番 申請人は申請地を宅地道路拡張のため転用するものです。この申請地は申請者の自宅が老朽化のため、増改築を計画したのですが、進入路がなく県道から進入するも、申請地への乗入として利用している土地の幅員が狭く、自宅に接道していないことで、建て直しができないと判断されました。家を建て替えする場合、接道確保が条件とされているため、やむなく自己所有の農地を分筆し、一部を利用して住宅への接道要件を満たせる幅員を確保するため、今回申請するものです。この申請地は、既に盛り土をしてしまい、分筆後の残地に雨水が流入しないよう整地及び側溝を新設予定です。このことから、早急に手続きをし、無断転用のは正をするものです。																
	農地区分は、10 h a 以上の広がりをもつ農地ということでお 1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。																

事務局	<p>受付番号 2 番です。</p> <p>受付番号 2 番の申請人は、申請地付近は、山林が多く、田には水がこない状況であるため、今回、この申請地をケヤキくるみなどの木で植林することで、この一帯については、山林化を図ることとしました。</p> <p>農地区分は、低生産性小集団農地で 2 種農地ということとし転用許可基準は、代替可能性なしに該当するものとします。</p>												
議長	<p>この案件について、何かご質問等ございましたらお願ひします。</p> <p>(異議なし)</p>												
議長	<p>ご異議がないようですので採決をとります。議案第 120 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。</p> <p>(全員拍手)</p>												
議長	<p>全員拍手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。</p> <p>(異議なし)</p>												
議長	<p>議案第 121 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>=議案第 121 号について議案書をもとに朗読・説明=</p>												
事務局	<p>今回は、2 件の申請がありました。面積は、田のみ 300.00 m² です。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">進入路</td> <td style="width: 30%;">1 件</td> <td style="width: 30%;">田 1 筆</td> <td style="width: 10%;">19 m²</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>1 件</td> <td>田 1 筆</td> <td>281 m²</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2 件</td> <td>田 2 筆</td> <td>300 m²</td> </tr> </table> <p>受付番号 1 番です。</p>	進入路	1 件	田 1 筆	19 m ²	駐車場	1 件	田 1 筆	281 m ²	合計	2 件	田 2 筆	300 m ²
進入路	1 件	田 1 筆	19 m ²										
駐車場	1 件	田 1 筆	281 m ²										
合計	2 件	田 2 筆	300 m ²										

事務局	<p>申請人は、申請地を現在の住宅への進入路として自己所有する公衆用道路をとして使用しておりますが、この道路が大変狭く、以前より危険を感じながら使用してきました。申請地と隣接する農地の所有者に相談したところ、今回承諾を得られたことで、譲り渡し人に自己所有の公衆道路として使用したいため申請するものです。</p> <p>農地区分は、都市計画法上の用途地域（第1種中高層住居）であることから3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号2番です。</p> <p>受付番号2番の譲り渡し人は申請地を駐車場敷地として譲り渡すものです。</p> <p>譲り受け人は、現況の宅地・田の圃場形態と周辺の道路との配置等から農作業の効率化を図ろうとすると同時に、以前より、駐車場を求めていたもので、当事業所の近辺で最適地として購入しようとするものです。</p> <p>そのことで、今年3月頃、後に農地区分は、許可を得ずして埋めたりせずということを知り、早急に手続きをし、不手際を解消するものです。</p> <p>農地区分は、10ha以上の広がりをもつということで1種農地と判断され既存地拡張に該当するものと思われます。</p>
議長	<p>何か他にご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので採決をとります。議案第121号農地法第5条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。</p>
議長	<p>(全員拍手)</p> <p>全員拍手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。</p>
議長	<p>議案第122号農用地利用集積計画（案）の決定について議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>=議案第122号について議案書をもとに内容説明=</p>

事務局	今日は設定が 45 件、111 筆の申請がありました。面積は、田のみ 121,872.16.00 m ² です。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 号の各要件を満たしているものと考えます。
議長	何かご質問等ございませんでしょうか。
	(異議なし)
議長	ご異議がないようですので採決をとります。議案第 122 号農用地利用集積計画（案）の決定に対し意見決定について賛成の方は拍手をお願いいたします。
	(全員拍手)
議長	全員拍手により、本件は原案どおり承認いたします。続きまして次の議題へ進みます。
議長	議案第 123 号相続税の納税猶予に関する適格者証明について議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	=議案第 123 号について議案書をもとに内容説明= 相続人は、被相続人に 田 合計 6 筆 11,085 m ² です。今後、引き続き農業経営基盤強化法促進法による貸付であります。これらの特例の適用農地詳細といたしまして、被相続人が貸し付けておりました営農の農地を、引き続き相続人がそのまま営農組合に貸し付けるということが、特例の農地ということです。
議長	この案件につきまして、何かご意見ご質問ございませんか。
	(異議なし)
議長	この案件につきまして、異議なしということですので、承認させていただきます。

	(異議なし)
議長	異議なしのようですので採決をとります。議案第 123 号相続税の納税猶予に関する適格者証明について賛成の方は拍手をお願いいたします。
	(全員拍手)
議長	全員拍手により、本件は原案どおり承認いたします。続きまして次の議題へ進みます。
議長	続きまして協議事項に入ります。
議長	協議第 22 号農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	=協議第 22 号について議案書をもとに内容説明=
	農用地区域からの除外についてです。
	今回は、2 件の届出がありました。面積は、田 計 779.00 m ² です。
	受付番号 1 番です。
	申請者は実家が家族と同居しており、近く結婚することが決まったことで自己所有の住宅を建築したいと思っております。農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。
	続いて受付番号 2 番です。
	受付番号 2 番は、申請者は農地法の許可を得ず、昭和 51 年に住宅、農機具格納庫、昭和 63 年頃に納屋を建てました。今回の申請は、是正であり、農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。
議長	これらの案件について協議願います。何かご質問、ご意見などございますか。
	(異議なし)
議長	異議なしということで承認いたします。

議長	続きまして次の報告事項に入ります。
議長	報告第 43 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>=報告第 43 号についての議案書をもとに朗読・説明=</p> <p>今回は、16 件の届出がありました。面積は、田 8,376.00 m² 畑 2,134.00 計 10,510.00 m² です。</p> <p>受付番号 1 番から 5 番につきましては、一度解約して利用権設定するものです。</p> <p>受付番号 6 番、7 番につきましては、議案第 121 号農地法第 5 条第 1 項の 1 番に関するものです。</p> <p>受付番号 8 番から 13 番につきましては、一度解約して、今後利用権を設定するものです。</p> <p>受付番号 14 番から 16 番につきましては。議案第 119 号農地法第 3 条の受付番号 2 番に関するものです。</p>
議長	これらについて、何かご質問、ご意見などござりますか。
(異議なし)	
議長	異議なしということで報告を受けたことになりますので、承認いたします。
議長	次の報告に進みます。 報告の第 44 号 農地パトロール実施結果についてです。 事務局より説明お願いします。
事務局	<p>=報告第 44 号についての議案書をもとに朗読・説明=</p> <p>平成 28 年度の農地パトロールということで、8 月 22 日から 26 日にかけて皆様方のご協力のもと、農地パトロールを実施させていただきました。荒廃農地長一覧表により耕作可能面積 37,571 m² 昨年と比較しますと 5,976 m² が減っております。復元可能面積 60,578 m² も昨年と比較してみると、9,326 m² 減となっております。この減となった分につきまして</p>

議長	は、昨年まで復元可能だったものが、もう復元不可能を示しております。この状況を踏まえまして、合計 98,149 m ² ということです。述べ人数としましては 61 名の方々にご協力いただきました。
議長	何か質問はありますか。
委員	荒廃可能、復元可能というのは、本当に現地確認されましたか。
事務局	実際に今までのデータに基づいて、本来は 14 万 7 千筆を調査するのは筋かと思います。実際に過去のデータに基づいての調査でした。それで、耕作可能、復元可能ということですが、耕作可能の状況は手つかず状態であり、今後このような農地については、精査し、未確認である場所を農業共済のデータと突合しながら、今後、更に整理し進めていきたいと思っております。耕作可能につきましても、本当に事実そうなのかということであれば事実と合致したものとして農地扱いしていくようにしたいと思います。今年の農地パトロールの際に、山林化してきているところでもありますので、農業委員さん、地域協力員の方々と巡回してきた結果、非農地扱いから外させていただいた経緯もございます。
議長	よろしいでしょうか。
委員	この数字から、徐々に減ってきたようですが、
事務局長	耕作放棄地については、おそらく南砺市だけではないと思いますが実態としては、10 倍くらいになると思われます。実際にこの 11 h a なりは 5 年前までに、一度全筆調査した中で、どれくらい回復したかどうか確認しているところです。
	全筆確認するのは、現実できないことでして、関係ある書類、農業共済の共済確認野帳です。これは、県でも確認をとっています。これと農家台帳と突合することが一番だと思います。畠地についても、現実は現場の確認をしていきながらといったことにもなりますし、そのようにしなくてはならない部分もあります。昔は、農地転用については、道に転用は考えられない話でしたが、人口が減少していくと仕方のない

事務局長	ことなのかもしれません。問題は、圃場整備する中で、担い手がいない、外部からの請負耕作者がいないなど、今後、後継者がいないということ非常に耕作放棄地として問題です。各集落に危険だと思われるところを農業委員会としても検討していかなくてはならない。
議長	何か他にございますか。 ないようでしたら、これで報告、協議事項は終わります。 次にその他にはいります。事務局から説明いたします。
事務局長	資料2をもとに説明します。 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてですが、議会会期中ですので、諮っている最中でございます。定数をかけるという提案が農業委員会に条例案がきましたので、それと同様に議会に提出していきます。議会で承認いただくといった前提で、今の段階で必要なことを皆さんについてもご承知願いたということで資料を作成させていただきました。 目的や主な改正点であるといったことは、以前から皆様方にお話しておりますのでご承知のことと思っております。今までの選挙法から市長の選任といった形に変更になります。定数は28名から20名ということで、20名の過半数以上は認定農業者であることでございます。報酬につきましては、一人1回8千円ということは変わりございません。新たに農地利用最適化推進委員を設け、従来の地域協力員がこの名称にかわるといったことです。現在37名ありますが、変更はございません。これについても任期は農業委員と同様、来年の7月19日までとなりますので、新たに推薦をお願いしたいというところです。この推進員につきましては、任意ということでございましたが、今後は、非常勤の公務員となります。報酬もお支払い日額6千円ということになります。推進員の協議ということで基本的には農業委員の方の協力となり、主に農地パトロールであるとか、耕作放棄地であるとか、担い手の集積の関係となります。役割としては、この委員会の中で、暫定的に委員会出席し、意見を述べるという新たな位置づけとなります。これに基づきまして基本にある条例を廃止することとなります。まずは、委員の定数及び選挙区の設定に関する条例ということで、特に選挙区の設定で特に各

事務局長

地区、第1から第4選挙区といった形で町村を4つの選挙区に分けて選出してきましたが、そのような選挙区体制はなくなり、推薦というようなことになりましたので、廃止ということです。もうひとつは団体推薦。今まで農協推薦、農業共済、土改推薦となっていましたが、これにつきましても廃止ということになりました。特に、廃止の理由につきましては、認定農業者が過半数を占めないとけなくなりなかなか団体からの推薦は、難しいということになっており廃止となりました。今後の日程につきましては、冒頭でも言いましたが、12月議会に議案を提出しております。1月に自治振興会とか書いてございますが、日程調整の結果、明日、自治振興会連絡協議会があるので、その機会に本日皆様方にお渡しました資料等をお見せし説明していきたいと思っております。議会の議決は受けてはいませんが、以上の予定としております。3月の下旬には、自治振興会から推薦をいただきましてそのとりまとめをしたいと思っております。

年度がかわりまして、4月に皆様方にご報告いたしまして6月議会に同意が必要になり、同意をいただくことになり7月20日に。市長が任命するといったことになっております。

具体的には自治振興会では、地区ごとにどのようなことをしていただくか配分表を示してまいりたいと思っております。この表を作成するにあたり、なかなかどのような形にしたらよいか、皆様方の声をお聞きしていきたいと思っております。いろいろと案を出してまとめておりましたが、やはり農業委員会役目の重要な役割として、優良農地を守ろうということが大事だということで、本地面積を基本として考えていこうということになりました。一方で農家数をということも考えておりましたが、近年、法人化で農業者数が減ってきている傾向にありますので、必ずしも一致するものではないと判断しました。このことを踏まえ、地区割りの考え方として条件をいくつか載せてみました。今ほども言いましたように、農協、共済、土地改良区の各団体からの推薦はうけない。次に2名の女性の方を必須にしたいというように、なかなか地区の方で決めるのは難しいのではないかということで、中核農業士協議会から推薦をいただくということにいたしました。現在、議会推薦ということになっておりますが、中核農業士からということで、別枠にしたいと思っております。それで、地区ごとに面積割をさせていただきました。

事務局長

次に五箇山地域につきましては、認定農業者がおられないことと、面積も少ないとということで、今現在は、地区選出は3名ということになっており、激変緩和ということで2名は推したいなと例外規定を設けております。平、上平、利賀地区には、認定農業者がいないので、これらの地区からの選出は無理と判断し0となります。認定農業者が過半数を占めなくてはいけないということで、各地区、大小はおわりかと思いますが、認定農業者以外の地区として最低1名は確保したいということで、農業者委員会の方は1名を確保することです。農業団体からの推薦はなくなりましたが、地域からの推薦は、お願い事項になります。農業関係の団体の理事さんや組合長、役員等、学識経験者などの推薦はお願いしたいところであります。以上のような条件がございまして、算定基礎を載せてございます。20名の推薦と認定農業者11名以上を選出ということであります。農業委員の業務でありますとか推進員の内容であるとかは、自治振興会長さん方々には箇条書きでお示しする予定でございますし、任期につきましても来年7月20日から32年7月19日までといったことも併せてお伝えする予定です。資料そのものと。推薦状もお配りする予定であります。選出するにあたっては、認定農業者の名簿というのも提出しなくてはならないかと思いますので、これについては、個人情報の関係もございますので、必要に応じて提出することになります。

また、現農業委員さんの名簿というのもも、自治振興会に提出することになりますので、お手元にございます同意書に必要事項をお書きいただければ、幸いです。協力員につきましても委員さん同様、同意が必要になりますので、働きかけてみます。

以上、この件について説明しましたが、皆様方の方に相談される場合もございますのでよろしくお願ひいたします。またご意見などありましたらお願いします。

委員

認定農業者とは、意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、農業経営改善計画を作成し、市長が認定する農業経営者です。法人形態については、代表者も対象になります、となっていますが、毎年、役員改選がございまして役員が変更する場合がございます。その場合の扱いはどのようなことになりますか。

事務局長	基本的には、1月から3月にかけて皆様方の地域におかれましては、総会が行われる時期だと思っております。もしかしたら途中で交代される場合もあるかもしれません、直近の総会で決定された方をもって対象者であるとしていただきたい。
委員	役員、代表者ではなくてもいいということですね。
事務局長	はい。大丈夫です。 監査の方でも結構ですので、地区の中で役員という位置づけであれば構いません。法人の形態によっては専従従業員という方もおられましたら、その方も対象者になりますので、よろしくお願ひいたします。その従業員の方は南砺市在住の方でお願いします。また、集落営農につきましては、そのような方は少ないとのことです。
委員	過半11名となっておりますが、11名決定できなかつた場合はどうなりますか。
事務局長	法律上、罰せられることはないと想いますが、選任されたからには、集落営農なら、役員の方になっていただきたいものです。どうしても、〇〇地区から選出できないという場合は、一度再検討願います、といった形で対処し、簡単には受けられないと思われます。他の地区にしても、ルールの中で動いていることですからということにいたします。
議長	よろしいでしょうか。他に何かござりますか。
委員	農業委員の改選についてですが、地域協力員はかわりないのでしょうか。
事務局	地域協力員につきましては、37名の方の人数はかわりございませんが、内容が変わっていますので、自治振興会への働きかけは農業委員さんの件と併せてお願いにいってまいります。
議長	○次の農業委員会 平成29年1月6日(金) 午後2時。
議長	その他、何かご意見等ありますか。

以上で、南砺市農業委員会第29回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後5時20分)

議事録が正確であることを証します。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会長